

「（仮称）新すいすいビジョン」素案に対する市民意見と市（水道部）の考え方について

- 1 提出期間 令和元年（2019年）7月24日（水）～令和元年（2019年）8月22日（木）
- 2 提出意見数 16件（2通）
- 3 市民意見及び市（水道部）の考え方 以下のとおり

No.	ページ・項目	御意見	市（水道部）の考え方
1	P3 3 基本理念	第1章が策定の趣旨・位置づけと計画期間という標題であるのに、ここで唐突に基本理念がでてくるが、第1章から順に、策定の趣旨や計画期間、水道事業の概要、これまでの取組と評価、将来の事業環境・課題を説明してきているので、第5章に基本理念を入れて、第5章 基本理念と4つの基本方針としてまとめたほうが、流れがすっきりすると思います。	第1章は本計画の概要をまとめて記載しています。基本理念は、本市の水道の目指すべき姿として本計画の全てに関わることであり、最初に明記するべきものと考えています。
2	P6 2 事業の概要 (1) 主な施設の概要と配水区域	泉浄水所の写真ですが、現在は給水塔も撤去されていますし、そもそも水道庁舎の写真を使用していますが、少し違和感があります。泉浄水所らしい写真は無かったのでしょうか。	当該ページは配水場を含め、施設の場所がわかりやすいよう外観の写真を使用しています。浄水所の特徴を活かすためには施設内部の写真となることから、給水塔撤去後の庁舎の写真に差し替えました。
3	P15 4 事業の状況 (類似団体との比較)	①単純な間違いだと思いますが、4行目、図2.7は図2.8ではないでしょうか。 ②近隣類似団体（5団体）の平均値をもとに、偏差値で比較をされていてとても判りやすいと思いますが、近隣類似団体名が記載されていればよりイメージしやすいように思います。	①につきましては、該当箇所を図2.8に修正いたしました。 ②につきましては、類似団体を近隣に限定せず、管理指標で用いている類似団体と同じにしたうえで15ページに記載しました。
4	P19 2 すいすいビジョン2020における管理指標と平成30年度までの進捗状況	優位性の上下の矢印の意味の説明が必要ではないでしょうか。単純に数値が高い方が良い、低い方が良いという意味だと思いますが、目標値と並べて記載されているために、我々市民が見たときに、目標値に対する平成30年度の優位性と誤解してしまいませんか。	管理指標による事業の進捗状況が、よりわかりやすくなるよう優位性に関する説明を欄外（20ページ）に記載しました。
5	P25 1 外部環境 (1) 給水人口と水需要の減少	今回のビジョンで基本方針に新たに「地域」を入れて、市民に身近な水道事業の運営を強調し、市民への広報・広聴の充実や市民とのパートナーシップの推進を謳っていることを評価します。その流れを汲むならば、14行目の「節水型社会にふさわしい料金体系制度を検討する必要があります。」を、「節水型社会にふさわしい料金体系制度を検討し、理解を求める努力をする必要があります。」とするほうが良いのではないのでしょうか。	水道事業の経営は、市民の皆様からいただく水道料金によって支えられています。そのため、料金体系等の見直しには、市民の皆様の御理解が不可欠となり、重要であることから、文章に追記いたしました。
6	P29 第5章 基本理念に基づく4つの基本方針	基本理念の「未来につなぐ 市民と育む 信頼のすいた水道」ですが、「市民と育む 未来につなぐ 信頼のすいた水道」のほうが語呂が良いと思います。 基本理念であり十分に検討された上でのことだと思いますので、語呂だけの問題ではないと思いますが、新ビジョンで「地域」を基本方針に謳って、市民とのパートナーシップの推進を強調していますので、市民と育みと最初に持ってきた方が、パートナーシップを強調できるのではないかと思います。	基本理念は、目指すべき姿をわかりやすく端的に表すことを意識しており、「未来につなぐ」、「市民と育む」、「信頼のすいた水道」は、それぞれの重要な内容を強調する言い回しにしています。中でも、これまで市民の皆様と築いてきた「地域の水道」を大切にしながら未来につないでいくことを目指しており、「未来につなぐ」を最初にしています。

No.	ページ・項目	御意見	市（水道部）の考え方
7	P31 1 施策体系	基本理念の中の「地域 吹田らしさを活かした 市民に身近な水道事業の運営」という点には大いに期待します。	平成30年度（2018年度）には、水道事業への理解を深めていただくため、職員が地域にお伺いして、水道事業について一緒に考えていただく機会とするタウンミーティング「水道いどばた会議」に取り組みました。 水の大切さや水道水の安全性、水道事業の現状と課題などについてより一層ご理解いただけるよう、今後もこのような取組の充実を図り、市民に身近な水道事業の運営に努めてまいります。
8	P34 2 施策・推進する事業の概要	基本方針1・施策1・事業3の指定工事事業者の実態把握、情報発信について、素案では「使用者が安心して給水装置工事事業者に工事を依頼できるよう、指定の更新制を活用した新たな取組を進める必要があります。」としていますが、具体的にはどのようなことでしょうか。市民の立場からは、家の水道でトラブルがあった場合など、指定工事事業者といっても沢山ありすぎて、どこに頼めばいいのかわかりにくいです。修理が得意なところ、24時間対応してもらえるところ、これまでに何かトラブルがあったところなどが分かれば市民が依頼する業者を判断するうえでありがたいです。	平成30年（2018年）12月の水道法改正に伴う指定給水装置工事事業者の更新制度は、事業者5年に1回登録の更新を義務付けるものです。 従来の制度においては、指定を受けた後、変更等の届け出が無いものが多く、事業者の実態の把握が困難な状況でしたが、今後は定期的な更新により、実態把握に努めるとともに当該事業者の資質の保持を図ることで、違反行為や苦情・トラブルの減少につながるものと考えています。 また、更新の際に、営業時間、漏水等修繕対応や対応工事等について確認し、確認できた情報について、水道使用者が指定給水装置工事事業者を選択する際の参考となるようホームページ等で情報発信をしていきます。
9	P39 2 施策・推進する事業の概要	基本方針2・施策2・事業2の片山浄水所の場内整備ですが、「市民に親しまれる浄水所としての場内整備」とはどのようなことを考えているのでしょうか。昔の虹ますセンターではないですが、市民や子ども達が水に親しめる憩いの場所となるよう企画してください。	新たな片山浄水所では、小学校を始めとする市民の方に水づくりの現場を見学していただくための整備を進めるとともに、緑を多く配置し、まち並みとの調和を図ることで、市民に親しんでいただける身近な浄水所を目指します。
10	P43 2 施策・推進する事業の概要 P60 1 施設整備の方針 (2) 管路整備事業 P66 2 主な工事の概要 (2) 管路整備事業 ③ 経年管更新工事	基本方針2・施策4・事業2の配水支管の整備で経年管の更新を年間8kmとしています。素案では「8kmの更新ペースの理由」として、新しく布設する水道管の耐用年数100年から1%以上として8kmを挙げていますが、現行の水道管の更新が終わった段階での根拠としては理解できませんが、それで大丈夫なのかと心配します。更新時期を迎えている老朽化した水道管の割合に応じて更新ペースを考える必要があるのではないのでしょうか。	本市においては、千里ニュータウン建設時に多くの水道管が布設され、現在ではこれらの水道管が一斉に更新時期を迎えています。このため、年間8km以上を更新してもなお老朽化した水道管の割合は下がらないことが想定されます。しかし、建設時と同様に一斉に水道管を更新した場合、将来、同時期に更新時期を迎えることから、引き続きメンテナンスの強化を図りながら長期的な視点から更新ペースを平準化し、毎年着実に更新していくことが重要であると考えています。
11	P46 2 施策・推進する事業の概要	課題の最後に、情報発信を強化する必要性が謳われていますが、推進する事業に情報発信を強化する事業が謳われていませんので、(3) 情報発信の充実を加えてはどうでしょうか。	災害時の情報発信については、基本方針Ⅳ「地域」の中で、施策2「市民といっしょに水道を考える」の、推進する事業(1)「多様な手段による広報の充実」で取り組んでいくことを考えています。59ページに事故や災害時においても多様な手段を用いて速やかに情報発信するための取組を進めることを追記しました。
12	P46 2 施策・推進する事業の概要	基本方針2・施策5・事業2の応急給水・復旧体制の充実で、災害時給水拠点等の整備として現在の21か所から45か所を目標にしていますが、増設する24か所はどこを想定しているのでしょうか。また、実践的な防災訓練の実施との項目では、水道部としての訓練のみのように見えますが、基本方針4・施策2・事業4の地域力を活かした防災訓練という視点ともあいまって、小学校に配備されている可搬式浄水装置を地域で稼働できるようにするなど、地域と協働した防災訓練の視点も加えてください。	現在の応急給水施設数21か所は災害時給水拠点9か所及び組立式給水タンクを配備している小学校12校です。増設する24か所として、市内の小学校36校のうち給水タンク未配備の24校への配備を目指しています。 また、地域と協働した防災訓練について、従来から実施してきた自治会等との防災訓練の拡充に努めるとともに、災害時給水拠点や避難所等で地域と連携した防災訓練の実施などに取り組んでいきたいと考えています。
13	P52、53 2 施策・推進する事業の概要	基本方針3・施策3みんなの地球環境を守る事業が、環境を守る事業の推進となっています。水道事業を進めるうえで環境に配慮して事業を進めることは当然のことですが、それだけに留まるのではなく、水循環の一環としての水道事業であることを考えた時に、水環境を良くしていくこと、守ることにアプローチする姿勢や方針をもつ必要があるのではないのでしょうか。	従来から水源見学の実施や、下水道部の協力による水道フェアでのパネル展示など水環境保全のための啓発活動に取り組んできており、今後も引き続き取り組んでいくことがわかるよう54、55ページ追記いたしました。

No.	ページ・項目	御意見	市（水道部）の考え方
14	P70 3 持続可能な水道事業経営に向けての考え方 (2) 財源に関する目標設定	健全な経営に向けた目標設定の中で、企業債残高対給水収益比率を目標350%程度までとしています。350%を超えると早期健全化団体に転落という指標であるなら、そこまで行くのはどうでしょうか。せめて300%までとするのが適切ではないでしょうか。	水道施設は一度整備すると長期間にわたり使用することから、更新のピークを迎えている現在、世代間の負担の公平性を考慮し、企業債を活用することで将来世代にもある程度ご負担いただく必要があると考えています。 一方で、企業債には利息が発生し、それを含めて将来世代に先送りすることになります。本計画に目標として記載している「350%程度まで」はあくまで上限と考えおり、将来世代への過度な負担とならないようできる限り低く抑えるよう努めます。
15	P71 2 進捗管理と評価・見直し	(仮称) 新すいすいビジョンの行程表の中で、令和6、7年に検証・見直し反映を行った結果、令和8年から10年間の次期すいすいビジョンが始まるように記載されているが、次期すいすいビジョンは(仮称)新すいすいビジョン(2020-2029)のあと、令和12年から始まるものであって、ここに記載されている次期すいすいビジョンは、令和11年までの(仮称)新すいすいビジョン(2020-2029)のローリング後の後期ビジョンではないのですか。	水道施設の整備については、中長期的な計画が必要であることから(仮称)新すいすいビジョンは、常に中長期的な先行きを見据えた計画とすることを考えており、見直しの際には当初の計画期間である令和11年度までの見直しを含め、令和8年度から10年間の水道事業経営の計画としていく予定です。
16	概要版 P14 2 施策・推進する事業の概要	基本方針3・施策3の配水方式イメージ図で、「地形の高低差をいかして、…」の説明は自然流下方式についてのものと思いますが、直送方式についての説明がなく紛らわしく思います。	概要版については、本計画の冊子作成に合わせて、さらに内容をまとめたものを改めて作成する予定です。